

# 第2次新上五島町地球温暖化対策実行計画

平成29年10月

長崎県新上五島町

# 目 次

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| 第1章 | 計画策定の背景               |    |
| 1-1 | 地球温暖化の現状              | 1  |
| 1-2 | 地球温暖化への国の対応           | 1  |
| 1-3 | 新上五島町のこれまでの取り組み       | 2  |
| 第2章 | 計画の基本的事項              |    |
| 2-1 | 計画の目的                 | 3  |
| 2-2 | 計画の対象範囲               | 3  |
| 2-3 | 計画の期間及び基準年            | 4  |
| 2-4 | 対象となる温室効果ガス           | 4  |
| 第3章 | 新上五島町の現況              |    |
| 3-1 | 平均気温の推移               | 5  |
| 3-2 | 温室効果ガス排出量推移           | 6  |
| 3-3 | 各エネルギーの消費量推移          | 8  |
| 3-4 | 各エネルギーの温室効果ガス排出量      | 9  |
| 第4章 | 目標と基本方針               |    |
| 4-1 | 温室効果ガスの削減目標を設定するにあたって | 10 |
| 4-2 | 温室効果ガスの削減目標           | 11 |
| 4-3 | 目標達成に向けた取り組み          | 12 |
| 4-4 | 施設整備等に関する取り組み         | 14 |
| 第5章 | 推進と点検及び評価             |    |
| 5-1 | 推進体制                  | 16 |
| 5-2 | 点検及び評価の実施             | 16 |
| 5-3 | 計画の進捗状況の公表            | 16 |

## 第1章 計画策定の背景

### 1-1 地球温暖化の現状

地球温暖化とは、気候変動の一部で、温室効果ガスによって地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象及び平均温度の上昇による生態系の変化や海面上昇による海岸線の侵食といった、気温上昇に伴う二次的な現象のことである。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、2013（H25）年9月に最新の知見を取りまとめた第5次評価報告書の第1作業部会報告書を公表しました。この報告書の中では観測事実として、気候システムの温暖化については疑う余地がないこと、人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因であった可能性が極めて高いことなどが示され、その気候変動の影響が全大陸と海洋において、全世界の生態系や人間、その社会に大きな影響をもたらすものと懸念されています。

### 1-2 地球温暖化への国の対応

2015（H27）年、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約会議（COP21）で、すべての国が参加する公平で実効的な2020（H32）年以降の法的枠組みの採択を目指した交渉が行われ、その成果として「パリ協定」が採択され、すべての国が5年ごとに温室効果ガスの削減目標を国連に提出し、対策を進めることが義務付けられました。

このような中、2015（H27）年7月に開催された第30回地球温暖化対策推進本部において、2030（H42）年度の温室効果ガス削減目標を、2013（H25）年度比で26.0%削減するとの中間目標が示され、2016（H28）年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

さらに、2011（H23）年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故によりエネルギーを巡る環境の大きな変化に直面したことから、エネルギー戦略を白紙から見直し再構築するための出発点として、新たな「エネルギー基本計画」を2014（H26）年4月に策定しました。

### 1-3 新上五島町のこれまでの取り組み

---

新上五島町では、町の事務事業による環境負荷の低減を目的とした「新上五島町地球温暖化対策実行計画」を2006（H18）年9月に策定し、新上五島町内の一事業者として、同計画に基づく地球温暖化対策に対する取り組みを推進してきました。

その結果、計画の最終年度である2011（H23）年度には、基準年度である2015（H17）年度比で町の事務・事業から排出される温室効果ガス（二酸化炭素換算）を3.2%削減することができました。今後も本町における温暖化対策への取り組みをより一層推進し、継続して地球温暖化防止に努めることとします。

## 第2章 計画の基本的事項

### 2-1 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）第21条の規定に基づき、都道府県及び市区町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として定めるもので、新上五島町の事務・事業によって生じる温室効果ガスの削減を図るため、本計画において目標や取り組みを定め、環境への負荷の低減を図ることを目的とします。

なお、東日本大震災以降の電力需給の逼迫を受け、省エネルギー対策の一層の強化が求められていることから、地球温暖化対策推進法に基づき策定された「新上五島町地球温暖化対策実行計画」を、エネルギーの使用の合理化に関する法律との整合性を図りながら改定を行い、省エネルギー対策や省資源対策を中心とした地球温暖化対策に取り組み、更なる温室効果ガスの排出量削減を目指すものとしします。

### 2-2 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、町庁舎内の事務及び事業だけでなく、消防署、上下水道、公立学校等も含まれます。

具体的には、町長部局及び教育委員会に統括される以下の部局を対象とします。

|       |             |
|-------|-------------|
| 町長部局  | 各課（本庁・出先機関） |
|       | 町が管理運営する施設  |
|       | 指定管理施設      |
| 教育委員会 | 小中学校        |
|       | 図書館・各体育施設等  |

### 2-3 計画の期間及び基準年

---

本計画の期間及び基準年は、以下の通りとします。

- |        |                             |
|--------|-----------------------------|
| ■ 計画期間 | 2018（H30）年度～2022（H34）年度の5年間 |
| ■ 基準年度 | 2016（H28）年度                 |

なお、本計画は、温室効果ガス排出量抑制に係る技術の進歩及び排出抑制目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 2-4 対象となる温室効果ガス

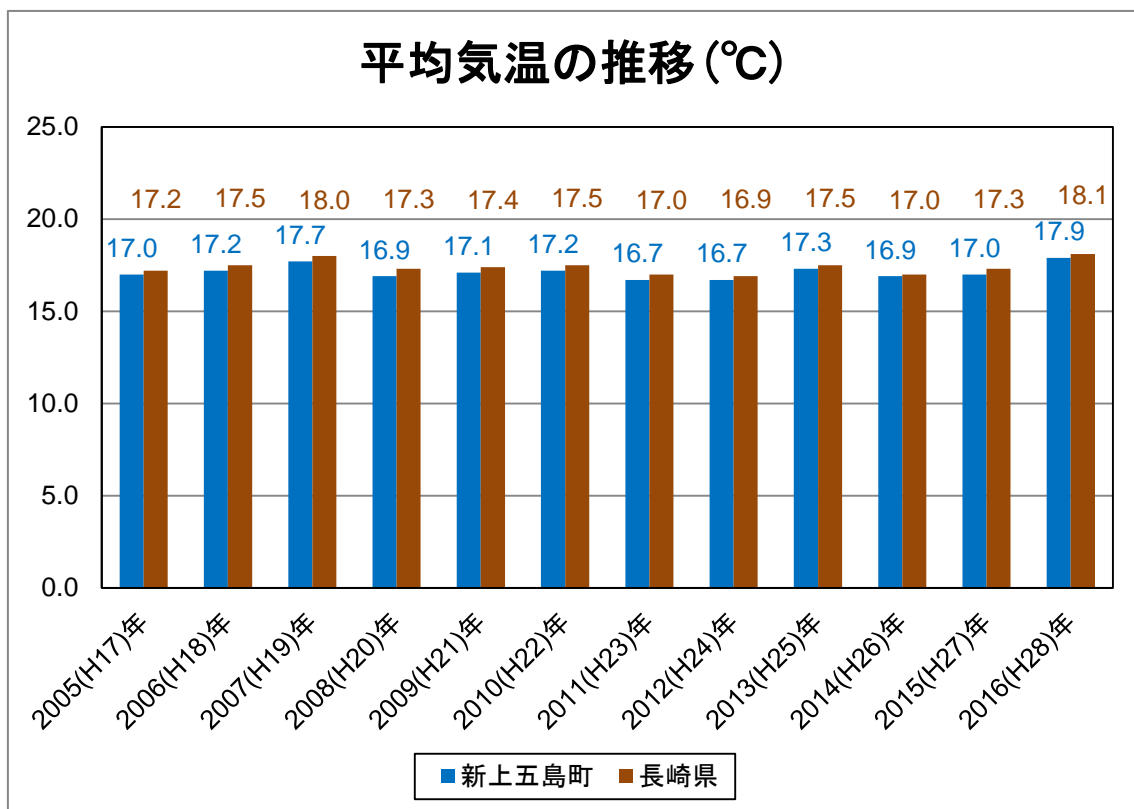
---

本計画において対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素として取組を推進していきます。

## 第3章 新上五島町の現況

### 3-1 平均気温の推移

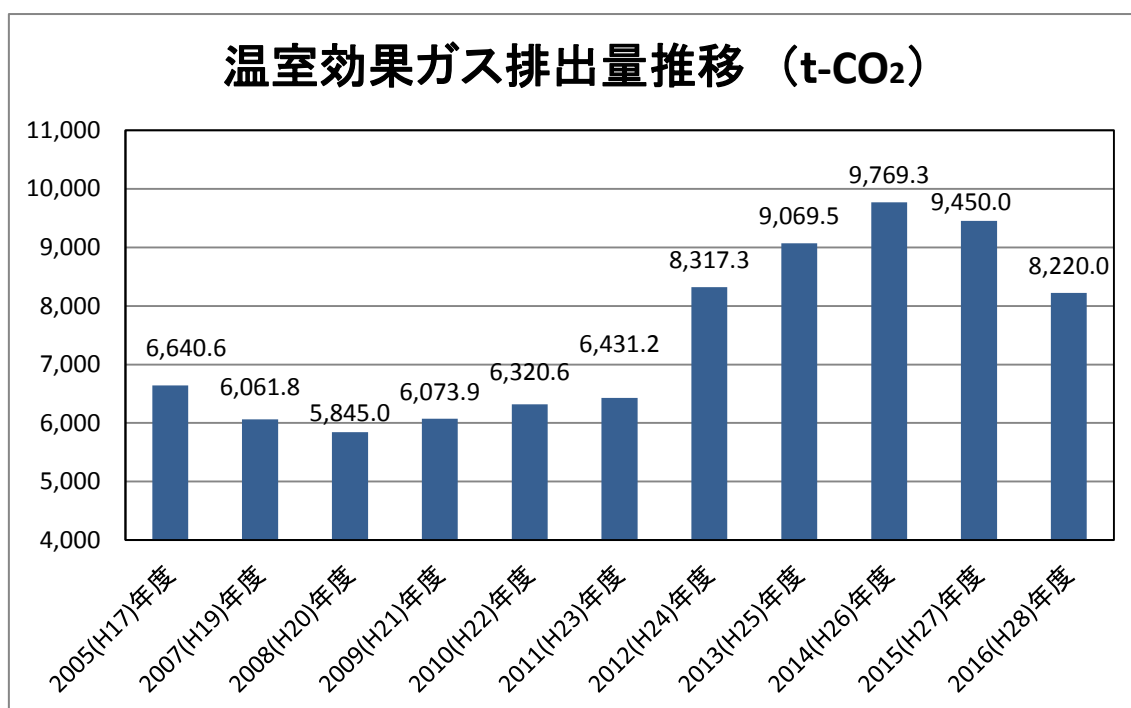
本町及び長崎県の2005（H17）年から2016（H28）年までの平均気温の推移は下表のとおりです。本町の平均気温は約17℃前後、長崎県の平均気温は約17.5℃前後で推移しており、めだった気温の上昇は観測されませんでした。



※有川観測所、長崎観測所の観測データによる。

### 3-2 温室効果ガス排出量推移

本町での温室効果ガス排出量は 2006（H18）年度に「新上五島町地球温暖化対策実行計画」を策定し、省エネに関する各種施策を実施したことにより、温室効果ガス排出量は基準年度である 2005（H17）年度と比べ減少した。しかし、2011（H23）年に発生した東日本大震災により複数の発電所が停止したため電力不足が生じ、電力の需要と供給のバランスが崩れることとなった。また、震災による原子力発電所事故によって原子力発電所の安全性に対する危機意識が高まったことで、日本国内各地の定期検査中の原子炉の再稼動が延期されたため、火力による発電量が増加し、消費単位あたりの電気使用による温室効果ガス排出量が増加したことや、本町において新たに稼動した施設等による燃料及び電気使用量の増加に伴い 2014（H26）年度までは増加傾向にありましたが、2015（H27）年度から減少傾向となっています。





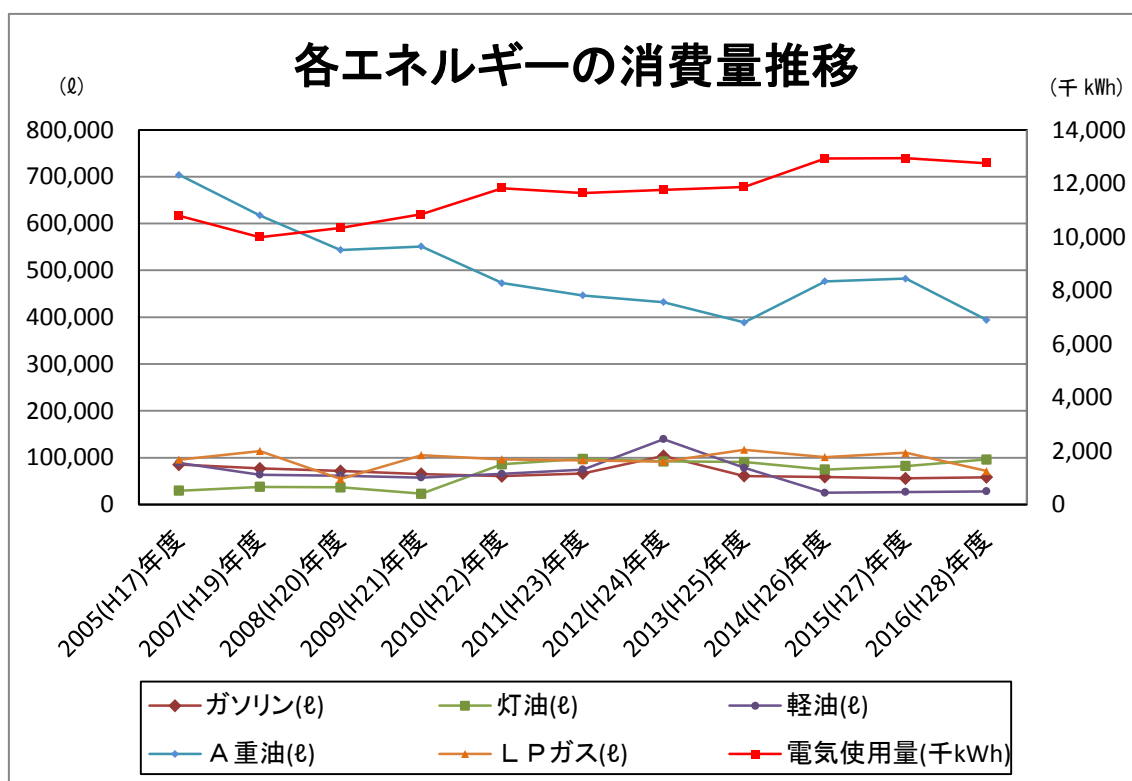
2005（H17）年度から2016（H28）年度までの、排出係数（消費単位あたりの電気使用による温室効果ガス排出量）、電気使用量、電気使用による温室効果ガス排出量及び前年度比を下表に示します。

排出係数が、東日本大震災以降増加傾向で2014（H26）年度がピークとなり、その後、ゆるやかに減少傾向に転じています。本町においては、2016（H28）年度の電気使用量が2015（H27）年度と比べ微減していますが、排出係数（消費単位あたりの電気使用による温室効果ガス排出量）が大きく減少したため、温室効果ガス排出量も大きく減少していることがわかります。

| 種別<br>年度    | 排出係数<br>(t-CO <sub>2</sub> /千 kWh) | 電気使用量<br>(千 kWh) | 前年度比<br>(%) | 温室効果<br>ガス排出量<br>(t-CO <sub>2</sub> ) | 前年度比<br>(%) |
|-------------|------------------------------------|------------------|-------------|---------------------------------------|-------------|
| 2005(H17)年度 | 0.378                              | 10,787.0         | —           | 4,077.5                               | —           |
| 2007(H19)年度 | 0.375                              | 9,989.4          | 92.6        | 3,776.0                               | 92.6        |
| 2008(H20)年度 | 0.387                              | 10,338.7         | 103.5       | 3,866.7                               | 102.4       |
| 2009(H21)年度 | 0.374                              | 10,844.9         | 104.9       | 4,056.0                               | 104.9       |
| 2010(H22)年度 | 0.369                              | 11,823.0         | 109.0       | 4,362.7                               | 107.6       |
| 2011(H23)年度 | 0.385                              | 11,642.0         | 98.5        | 4,482.0                               | 102.7       |
| 2012(H24)年度 | 0.525                              | 11,753.0         | 101.0       | 6,170.3                               | 137.7       |
| 2013(H25)年度 | 0.612                              | 11,861.4         | 100.9       | 7,259.2                               | 117.6       |
| 2014(H26)年度 | 0.613                              | 12,930.6         | 109.0       | 7,926.5                               | 109.2       |
| 2015(H27)年度 | 0.584                              | 12,937.3         | 100.1       | 7,556.0                               | 95.3        |
| 2016(H28)年度 | 0.509                              | 12,752.8         | 98.6        | 6,790.0                               | 85.9        |

### 3-3 各エネルギーの消費量推移

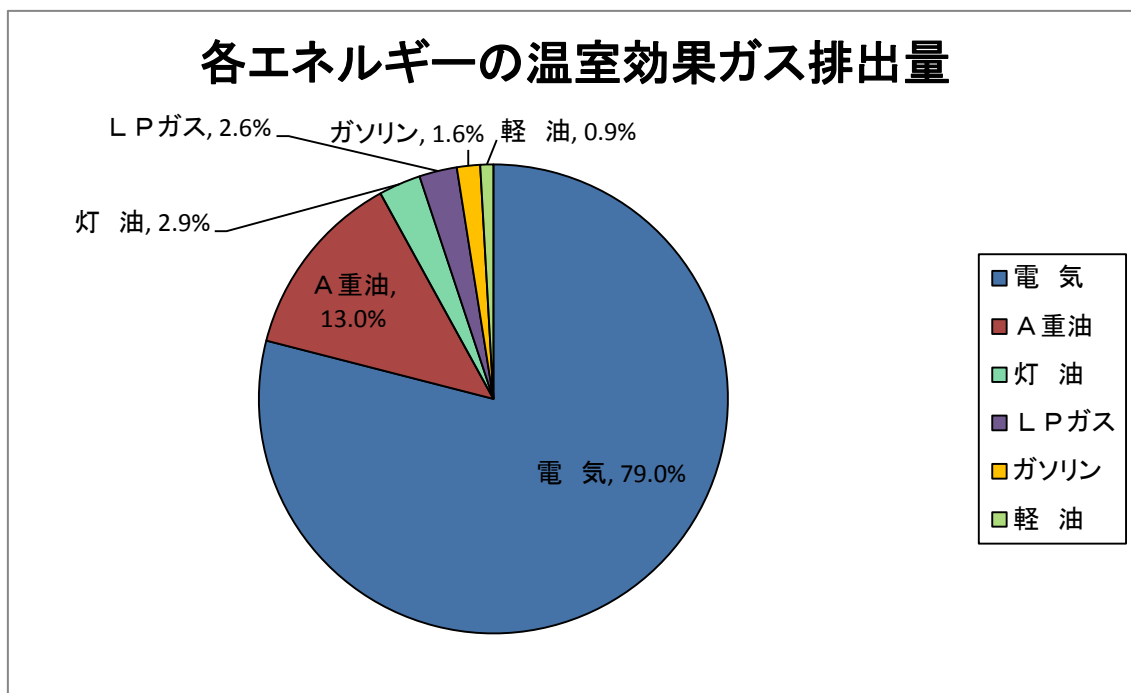
各エネルギーの消費量推移をみると、町施設の新たな開設等により、電気使用量は2014（H26）年度までは増加傾向にありましたが、ここ数年は横ばいとなっています。また、燃料使用量においては、灯油が増加傾向であり、ガソリン、軽油、A重油、LPガスについては、減少傾向を示しています。



### 3-4 各エネルギーの温室効果ガス排出量

---

2016（H28）年度における本町の温室効果ガス排出量内訳をみると、電気の使用による排出が全体の79.0%を占めており、2番目に多いA重油13.0%と合わせると全体の90%以上を占めています。



## 第4章 目標と基本方針

### 4-1 温室効果ガスの削減目標を設定するにあたって

我が国の第四次環境基本計画において、地球温暖化に関する取り組みとして、「我が国は、すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、2020（H32）年までに1990（H2）年比で25%の温室効果ガスを排出削減するとの中期目標を掲げている。」としています。

しかしながら、東日本大震災後の原子力発電所の停止に伴う火力発電の増加の影響により、電力供給側の温室効果ガス排出量は当初見込みとは逆に増加しており、削減努力を上回る大きさとなっています。

このような状況の中で、今、新上五島町としてできることは、これまでに第1次新上五島町地球温暖化対策実行計画に基づき取り組んできたことに加え、さらなる温室効果ガス排出量の削減に向け努力することはもちろんですが、まずは「今、できることを着実に実行」しながら、今後のフレキシブルな対応により、その時の社会動向に沿った対応を講じていくことが必要であると考えます。

この考えのもと、新上五島町役場の事務及び事業により排出される温室効果ガスについての削減目標を以下のとおり定めます。

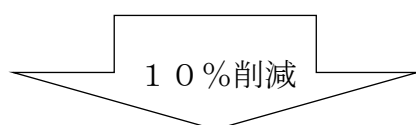
## 4-2 温室効果ガスの削減目標

前計画では、2005（H17）年度を基準年度とし5%の削減を図るため取り組みを行ってきましたが、本計画においては、2016（H28）年度を基準年度とし、計画期間中（2018（H30）年度から2022（H34）年度まで）に、町の事務及び事業活動に係る温室効果ガス排出量の10%削減（2016（H28）年度比）を目指して、各種の取り組みに努力することとします。なお、電気の排出係数の変動により温室効果ガス排出量に大きく影響を与える可能性があることから、各エネルギーの使用量についても管理を行うこととします。

### 第2次新上五島町地球温暖化対策実行計画の削減目標

町の事務及び事業活動に係る温室効果ガス総排出量を2016（H28）年度に対し、2022（H34）年度までに**10%削減**することを目標とし、各種の取り組みを行います。

■基準年度（2016（H28）年度）温室効果ガス排出量 8,220 t-CO<sub>2</sub>



■目標年度（2022（H34）年度）温室効果ガス排出量 7,398 t-CO<sub>2</sub>

目標については、一般事務事業を要因とする温室効果ガス排出量については、省エネ法により求められている5年間でエネルギーの使用に係る原単位の年平均1%以上の改善、及び本計画第1次期間における削減状況等を勘案し、引き続き、さらなる削減努力を行うことを念頭に目標を設定しました。

目標の達成にあたっては、新上五島町役場における温室効果ガス排出の特に大きな要因である「①電気の使用」、「②燃料の使用」、「③公用車の使用」において、エネルギー使用状況等をきめ細かく監視し、着実な削減策の実行に取り組むこととします。

### 4-3 目標達成に向けた取り組み

全職員は、町の事務及び事業の遂行にあたって、以下の環境配慮行動を着実に実践し、温室効果ガスの削減と環境負荷の低減に努めます。

#### 【① 電力・② 燃料の省資源・省エネルギー行動】

|           |   |
|-----------|---|
| 消灯等の徹底    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●使用しない部屋（トイレ・給湯室・会議室等）の消灯・空調の停止を徹底します。</li> <li>●始業前、昼休み、夜間（残業時）等において、事務室内の必要な照明器具以外の消灯を徹底します。</li> <li>●パソコン、プリンター、コピー機及びシュレッダー機は、使用后、電源オフまたは、節電モードにします。</li> <li>●職場で最後に退庁する職員は、消灯及び全ての機器の電源オフを必ず確認します。</li> </ul> |
| 空調の効率的な使用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●クールビズ、ウォームビズに心がけ、適正な室温設定に努めます。（夏は28度以上、冬は20度以下）</li> <li>●ブラインドやカーテンを利用し、夏季の室温上昇を抑制します。</li> <li>●メンテナンスの実施や冷気・暖気を逃がさない工夫等をし、稼働効率の最適化に努めます。</li> <li>●灯油・ガス・重油などの燃料使用の削減・適正化に努めます。</li> </ul>                       |
| その他       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●庁内の移動の際には、階段を利用し、エレベーターの使用を抑制します。</li> </ul>  |

#### 【③ 公用車による省資源・省エネルギー行動】

|           |   |
|-----------|---|
| 公用車の使用抑制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●公用車使用時は、走行ルート of 合理化に努めます。</li> <li>●低燃費車、低排出ガス車の優先的、計画的使用に努めます。</li> <li>●公用車の一括管理による計画的な使用に努めます。</li> </ul> |
| エコドライブの実践 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●駐停車時のアイドリングストップを徹底します。</li> <li>●早めのアクセルオフ、ふんわりアクセルに努めます。</li> </ul>  |

#### 【その他の取り組みによる省資源・省エネルギー行動】

|            |  |
|------------|--|
| コピー・印刷の効率化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●両面コピー及び印刷を徹底します。</li> <li>●ミスコピー防止のため、コピー機使用後は、必ずオールクリアボタンを押し、不要なミスコピーが発生しないようにします。</li> </ul> |
| 用紙使用の削減    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●資料・事務手続きの簡素化を図り、用紙類の使用をできるだけ抑えます。</li> </ul>   |

|        |   |
|--------|---|
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●庁内LANを活用し、ペーパーレス化を進めます。</li> <li>●文書・資料の共有化、コピー・印刷の適正化を図り、無駄な紙の使用をなくします。</li> <li>●電子メールの活用等により、会議用資料や事務手続きにおける紙の使用を節減します。</li> </ul>   |
| 裏紙等の活用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●コピー用紙やFAX用紙は、裏用紙の再利用に努めます。</li> <li>●不要となった片面プリント用紙は、個人情報等の流出に留意しながら、メモ用紙など裏紙使用に努めます。</li> <li>●個人情報等の流出に留意しながら、封筒の再使用に努めます。</li> </ul> |
| その他    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●手洗い等の際、水を出しっぱなしにせず、こまめに止水し節水に努めます。</li> </ul>   |

#### 4-4 施設整備等に関する取り組み

各部署は、庁舎など公共施設の設備更新、新設・改築に際し、省エネルギー型の施設計画に努めるほか、エネルギー消費の効率化に配慮した執務体制へと見直しを図ります。

##### 【庁舎等の省エネルギー化】

|              |  |
|--------------|--|
| 新エネルギーの導入    | ●公共施設の設備更新、新築・改築に際しては、太陽光発電システム等の新エネルギーの積極的な導入を検討します。                  |
| 省エネルギー化の推進   | ●LED照明など、エネルギー効率の良い照明器具への転換を進めます。<br>●空調・事務機器等の更新に際しては、省エネ型機器の導入を進めます。 |
| 断熱化の推進       | ●屋上緑化、断熱サッシ及び遮熱フィルムの導入など、建物の断熱化を推進します。                                 |
| 省エネ管理システムの導入 | ●全庁において省エネ管理システムを導入するとともに、エネルギー使用量を把握し、PDCAサイクルで削減に努めます。               |

##### 【省エネに配慮した執務体制の見直し】

|          |   |
|----------|---|
| 施設の効率的稼働 | ●人員配置の適正化を図り、施設の稼働効率の向上に努めます。                             |
| 残業の削減    | ●残業に伴う照明器具の使用を削減するため、事務及び事業の見直しを行います。<br>●ノー残業デーの徹底を図ります。 |
| 職員意識の向上  | ●職員研修等により、全職員の環境保全に関する意識向上を図ります。                          |

##### 【公用車の省エネ化】

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 公用車の削減   | ●公用車の台数を見直します。                   |
| エコカーへの転換 | ●公用車の更新にあたっては、低公害・低燃費車の導入を促進します。 |

##### 【その他環境配慮行動】

|        |  |
|--------|--|
| 水の有効利用 | ●水道水圧調整を実施するとともに節水に努めます。<br>●来庁者に節水のPRを行い、節水に努めます。           |
| ごみの減量化 | ●調理・栄養適正管理指導による生ごみの減量を図ります。<br>●施設利用時に発生したごみの持ち帰りを徹底するとともに、利 |



|                          |   |
|--------------------------|---|
|                          | <p>用者へ温室効果ガスの削減取り組みへの理解と協力を呼びかけます。</p>  |
| <p>ごみの資源化、リサイクル、リユース</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●容器または包装の資源化を図ります。</li> <li>●段ボール類・空き缶類については、廃棄する前に、再利用について検討します。</li> </ul> |

また、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ない製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者から購入する取り組みであるグリーン購入の推進を行います。これは、国等による環境物品等の調達方針の推進等に関する法律第10条により、地方公共団体は毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき物品等の調達を行うよう努めることが求められており、新上五島町においてもこれに対応する必要があることから、本計画において次の行動計画を定めます。

### 【グリーン購入の推進】

|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>用紙類の購入</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●事務用紙・情報用紙については、古紙配合率の高い用紙、白色度の低い用紙・非塗工紙を購入します。</li> <li>●衛生用紙については、再生紙が使用されている製品を購入します。</li> <li>●その他用紙についても、再生紙、または再生できる用紙類を購入します。</li> </ul> |
| <p>文具・事務機等の購入</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●文具はエコマーク対象品を購入します。</li> <li>●再生紙が使用されている製品、間伐材・未利用繊維等から作られた製品、廃プラスチックから作られた製品を購入します。</li> </ul>  |
| <p>容器・包装材</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●簡易包装された商品・詰め替え可能な製品・リターナブル容器での販売製品を購入します。</li> <li>●リサイクルの仕組みが確立している包装材を選択します。</li> </ul>  |
| <p>その他施設機器の購入</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●施設機器の買い替えに当たっては、省エネ性能や環境ラベル等を考慮し、省エネや節水、リサイクル等に配慮した製品を選択します。</li> <li>●場所や用途に見合った適正な規模の機器を購入します。</li> </ul>                                    |
| <p>委託業務・補助事業における対応</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●委託事業や補助事業において、受託事業者が物品等を調達する場合についても、グリーン購入に配慮します。</li> </ul>   |

## 第5章 推進と点検及び評価

### 5-1 推進体制

---

町行政組織全体（課・所・局）が主体的に取り組むことを原則とします。また、実行計画の実効性を確保するため、各課等の長はそれぞれの課等における推進責任者として、実行計画の趣旨、内容を職員に周知徹底し、実行計画を率先して実行するとともに、実践しやすい環境づくりに努め、取り組み状況の把握、管理を行うものとします。

### 5-2 点検及び評価の実施

---

取り組みの実施状況を毎年度点検し、評価を行うことにより、計画実行の徹底を図ります。

### 5-3 計画の進捗状況の公表

---

この計画の実施状況等に関する報告を毎年度とりまとめ、翌年度の9月を目途に公表します。